

富山労働局
令和5年12月1日

【照会先】

富山労働局雇用環境・均等室
室長 吉田 宗夫
室長補佐 大井 幸治
電話 076-432-2740

報道関係者各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントに対する防止措置は事業主の義務となっております。

厚生労働省では、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施し、ハラスメントのない職場づくりを推進していくこととしています。（資料1）

富山労働局（局長 吉岡 勝利）においても、本月間中にハラスメント対応相談窓口による、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等を理由とするハラスメント、パワーハラスメント等について労働者や企業からの相談に対応します。（資料2）

月間中において、次のとおり取組を行っていくことにしています。

1 ハラスメント対応相談窓口

相談窓口 富山労働局雇用環境・均等室 TEL 076(432)2740
(富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)
時間 9時00分～17時00分 ※土日祝を除く

2 中小企業に対するハラスメント防止措置の啓発・周知

文書によるハラスメント防止措置の自主点検実施依頼や相談窓口の周知ほか

資料1 : 職場のハラスメント撲滅月間 周知ポスター

資料2 : ハラスメント相談窓口 周知リーフレット

参考資料 : ハラスメント等に関する相談の状況